

# 監査の機能と限界

友 杉 芳 正

This paper is considered about my views on "The Function and Limitation of Auditing". It is important that the role of accounting and auditing should be understood correctly. About the qualitative characteristics of accounting, FASB states that reliability of accounting is 3 items of faithful representation, verifiability, neutrality. IASB states that the same reliability is 5 Items of faithful representation, substance over form, neutrality, prudence, completeness. The joint project by IASB and FASB takes up the contention of faithful representation instead of reliability. There is the difference of reliability, trustworthy, credibility. Reliability of auditing is made up of trust and security. Accounting judgment and auditing judgment are different.

## はじめに

企業不祥事はいろいろ複雑な問題が絡み合っ  
て発生するものの、そこでは「経営者の誠実  
性の保持」が極めて重要であると言っても過  
言ではないはずである。経営者が企業社会責  
任を自覚し、経営責任や説明責任を積極的に  
正当に果たすことは至極当然のことであるが、  
事業地位の向上や業績維持などのため、倫理  
的、道徳的には良くないことと分かっている  
ものの、止むに止まれずの心境から、悪魔  
の囁きとも表現できる甘い言葉に惑わされ、  
企業不祥事に手を染めざるを得ない状況に陥  
るのが現実的に多いとみることができる。会  
計上は、経営者が経営行動の結果のうち財政  
状態、経営成績、キャッシュフローの状況を  
会計情報としてステークホルダーに伝達する  
ものであるが、そこに作為的、意図的な不正  
行為がなされるとき、重要な虚偽表示として  
現れることになる。

特に経済社会にとって大きな企業不祥事の  
発生とき、会計や監査が一体どうして機能し  
なかったのか、何か脆弱な点があったのでは

ないかなど、会計や監査に対する不信が増し、  
存立意義を始め、両者の連携関係や相互関係  
が問われ、企業社会制度の発展のため、情報  
利用者に対する情報提供に対して、経営者側  
の行う会計そのものに対する監査人側の監査  
の強化や厳格さが求められる。

ここでは、監査の機能と限界の観点から、  
企業不祥事の発見と予防問題の解明に向けて、  
企業社会責任の遂行を前提に監査が制度的優  
位性を保ち、会計不正や誤謬との戦いをいか  
に克服し、現在に至っているのか、監査の信  
頼性確保はいかにあるべきかなどを検討する  
ものである。

## I. 会計情報の特性

会計情報は経営者が株主や投資者に提供す  
るものであるが、制度的には受託責任の遂行  
を果たす立場と、投資意思決定に有用な情報  
を提供する立場がある。会計はある特定主体  
の経済活動および経済事象について、貨幣と  
いう手段を用いて認識、測定し、記録、表示  
する秩序的体系であり、大きくは測定論と伝

達論に分かれる。会計は利害調整会計と情報提供会計、情報会計と制度会計などいろいろに分類が可能である。利害調整機能は委託・受託関係から考えれば、受託者の委託者への受託責任の解除や説明責任を果たすことに関係し、情報提供機能は情報利用者の投資意思決定に有用な会計情報を提供することに関係する。企業会計は外部報告として計算書類等や財務諸表を通じて投資者に情報を提供することに関係する財務会計と内部報告として経営者の経営の計画・執行・統制に役立つ情報を提供することに関係する管理会計がある。

情報は多くの資料 (data) の中から意味関連性や目的関連性を持つものとして抽出され、それらの関連性の性格を持たないときは、非情報の雑音 (noise) となると考えることができる。情報区分には貨幣情報と非貨幣情報、物量情報と非物量情報がある。会計が会計として存立する世界では、貨幣的測定を殊のほか重視する。ただし、注記という記述情報は説明情報や解釈情報として理解されるが、貨幣的測定の理解可能性を増すために必要な情報と考えられ、会計情報の意味内容の理解を高めるために必要な付加的補完情報であるともみることができる。つまり、会計情報は企業会計を前提にし、受託責任の遂行または投資意思決定有用性に目的論的な意味関連性を有し、貨幣的な測定と伝達の検証可能性を必要とする。

現行会計は収益費用観・資産負債観、原価主義会計・時価評価会計が混在し、将来見積もりや予測が入り込む会計基準により、会計情報に幅がある相対的なゆらぎがみられるため、会計情報の有用性の観点から、会計情報の特性としての目的適合性と信頼性の関係の検討が重要である。

1. 国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) と米国の財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) は、概念フレームワークにおいて、経済的意思決定を行うための投資者に有用な情報を提供することを旨とし、財務情報の質的特性として、①理解可能性 (understandability)、②目的適合性 (relevance)、③信頼性 (reliability)、④比較可能性 (comparability) の 4 点を取り上げている。

「目的適合性」について、IASB では、①予測価値 (predictive)、②確認価値 (confirmatory value)、③適時性 (timeliness) の 3 つのサブ特性から構成される。その情報利用者の目的要求に適合したものでなければならず、経済的意思決定に影響することになり、それは予測的役割と確認的役割に関連しているとしている。情報利用者が必要としている目的に相違する情報を提供しても、情報要求に合致しないため、その情報は利用者にとって目的適合的とは言えないことになる。FASB では、会計情報が情報利用者へ過去、現在および将来の事象の成果の予測または事前の期待値の確認や訂正を行わせることによって、情報利用者の意思決定に影響を及ぼし、情報が不確実性を減少させることができるならば、当該情報はその状況において目的適合性を有しているとしている。つまり、両概念フレームワークにおける「目的適合性」は、情報利用者の経済的意思決定の目的に適合し、意思決定そのものに影響を及ぼすものでなければならないことになる。

他方、「信頼性 (reliability)」の質的特性として、IASB は①表現の忠実性 (faithful representation)、②実質優先 (substance

over form), ③中立性 (neutrality), ④慎重性 (prudence), ⑤完全性 (completeness)」の5つのサブ特性, FASB は①表現の忠実性 (faithful representation), ②検証可能性 (verifiability), ③中立性 (neutrality) の3つの特性からなる。共通概念は「表現の忠実性」と「中立性」である。「検証可能性」はFASBにはあるが, IASBでは取り上げていない。IASBの「実質優先」はFASBでは, 明示的な説明がない。「表現の忠実性」は, 表示しようとするかあるいは表示されることが合理的に期待される取引その他の事象を忠実に表現しなければならないとするものであり, 事実をありのままに表現するということになる。

つまり, 「信頼性」は情報が有用であるためには, 信頼しうるものでなければならないことに関係する。情報は重大な誤謬と偏向が除かれ, 表示が合理的に期待される事実を忠実に表現したものとして利用者が信頼する時, 信頼性の特性がある。目的適合的な情報であっても, それが信頼するに足るものでなければ, 情報利用者は誤った意思決定を行ってしまうことになる。

2. 日本の財務会計基準機構の企業会計基準委員会の討議資料『財務会計の概念フレームワーク』(平成16年9月改訂)では, 有用性を支える特性として, ①意思決定との関連性, ②内的な整合性, ③信頼性をあげており, 「信頼性」は①中立性, ②検証可能性, ③表現の忠実性の3要因に支えられているとしている。「中立性」は, 利害の不一致に起因する弊害を小さく抑えるために, 一部の関係者の利害だけを偏重することのない財務報告が求められる。「検証可能性」は, 利益の測定

に際して将来事象の見積もり測定値には, バラツキが生じ, ある種のノイズが含まれるため, 測定者の主観に左右されない事実に基づく財務報告が求められる。「表現の忠実性」は, 多様な事実を少数の会計上の項目へと分類には, 解釈の余地の残されているため, 事実と会計上の分類項目との明確な対応関係が求められる。

3. 平成16年4月にIASB・FASB合同概念フレームワーク・プロジェクト会議では, 「信頼性」の用語の代わりに「表現の忠実性」を使用することに決定し, サブ特性として, ①完全性, ②検証可能性, ③中立性の3つから構成されるとしている。それは「信頼性」が各基準によってさまざまなレベルで用いられており, 取引所取引と相対取引, 有形固定資産と無形資産に適用される信頼ある測定方法に求められる信頼性には格差があり, この格差は適切に説明できない状況となっており, このような問題を解決するために, 人々の信頼性に対して持っている誤解を解決できると判断され, 新しい用語が必要であるとしたことによる。

なお, 「完全性」は, 情報が信頼性を得るためには, 重要性和コストという制約の範囲内で脱漏のない完全なものでなければならないものである。財務情報は, 「中立性」を必要とし, 意思決定または成果に影響することが意図されたバイアスがなく, 公正不偏性が必要である。情報が表現しようとしていることを忠実に表現していること, 重要な誤謬を含まず, 完全で, 中立であることを, 利用者に保証するために, 財務情報は「検証可能性」を有する必要があるとしている。

## II. 監査機能の展開

一般的に、監査は「監督+検査」の圧縮された造語であると言われており、それは監督的機能と検査的機能を統合した新しい意味をもつ概念として理解されている。監査は監査を受ける側に対して、いわゆる支配・命令権の行使はできないが、助言・勧告権の行使はできるものである。つまり、監査 (audit) は監督 (supervision) とは相違し、是正権限がないという宿命的な機能限界を有するため、それを補足・補完するために、代わりに監査意見を表明することによって、監査限界を補っていると言えるのである。

企業社会を前提にすれば、わが国では、明治時代に入り、その当時の先進諸外国において採用されている監査制度の重要性・必要性を認識し、日本の企業社会の健全な発展には是非とも採り入れる必要があると判断し、大陸法を継受した商法の中に監査役監査として導入されてきた。その後、第二次世界大戦後には、新たに英米法の影響を受け、制定された証券取引法の中に公認会計士監査制度が導入される一方、商法・商法特例法では監査役監査・監査役会監査の存続が議論されてきたものの、バブル経済の苦い経験からコーポレート・ガバナンスの在り方が重要であるとして、委員会等設置会社の選択導入がなされたことにより監査委員会監査を採用する企業が現れてきた。さらに、平成18年に施行予定の会社法により、多様な会社形態が認められることになり、日本の監査制度のあり方が変わることになる。

監査は経営者の発信する会計情報が一般に公正妥当な会計基準に準拠して作成されているか否かについて、独立した第三者の立場か

ら評価し、会計情報に信頼性を付与する行為であるとされる。監査はあらゆる組織体の諸活動が経済性・効率性・効果性・準拠性をもって計画され、実施されているかを、第三者の立場から専門性をもとに評価し、その結果について適否・合否・良否などの意見を表明し、社会の信頼性を確保する必要なシステムとして整備されているものである。それは、公共的善の思考のもとに、信用できる独立した第三者の立場からの真摯な評価に基づき、その結果が妥当かつ適法に表明されることにより、関係する人々が信頼した行動がとれるはずであるシステムとして制度設計がなされているものである。監査人が表明する意見を信頼できるか否かは、監査意見そのものに安心と信用の各機能を付加しているか否かに依存するはずである。

企業社会では多くのステークホルダーが存在し、それぞれ利害が多かれ少なかれ対立することが避けられないものであると言える。利害関係者間の利害調整をいかに行うかについて並々ならぬ苦勞をし、利害調整監査が発展してきた。また、過去・現在のみならず将来の投資者に対して、信頼できる有用な情報の提供を行う意思決定有用性監査が、証券市場の発展とともに意味をもってきた。監査は、大きく分ければ、利害調整を行うことに役立つものであるとの見方と情報提供に役に立つものであるとの見方がある。制度的には、前者は商法監査に見られ、後者は証券取引法監査に関係する。

職業専門家として認知されている公認会計士の監査業務に焦点を当て、情報の信頼性と監査の信頼性を上げるとき、現在の監査は企業規模を考えると精査を前提にすることは通常は不可能であり、内部統制に依拠する

試査に依存せざるを得ない。内部統制の概念が拡大化、拡充化を重ね、リスク概念と環境概念を取り入れた内部統制の有効性の評価と監査が結び付き、監査のあり方が検討されている。監査は内部統制に依拠する関係から、また網羅性の監査の難点から限界があることを認識しなければならない。

### III. 監査の信頼性の確保

監査は独立した第三者により会計情報の評価がなされ、その結果について利害関係者に意見を表明する行為である。監査の信頼性は、監査人が職業倫理を守り、監査基準に準拠した監査を実施し、監査意見に信頼がおけるときに発生する。つまり監査の独立性と監査人の独立性問題に帰着する。監査の信頼性は、監査行為の全体に関連するが、利害関係者が監査に対して信用をおき、安心ができることが必要であるため、「信用性」の面と「安心性」の面から構成される。監査の信頼性確保には「信用性」を高め、「安心性」を持つようにすることが必要である。

会計が商法会計から会社法会計へ変わり、会計目的が利害調整面と情報提供面を融合しつつある中で、公認会計士、税理士、監査法人、税理士法人からなる会計参与の出現により、会計の精度が高まり、監査が必要とされない会社形態もありえることになる。監査の社会的存在意義から、会計情報の信頼を保持するには、監査には第三者性と専門性が要求されてきたが、監査が必要ではなく、自己統制でよいとする会社の出現により、会計に対する監査の存在意義の根本理念が変わることになる。

監査は事実と記録の突合に表象されるよう

に、まず経営活動の取引への事実判断を行い、価値判断を伴う表現の忠実性の妥当性判断を行うとともに、全体としての総合判断を行い、その結果について監査意見を表明する。ここでは、会計基準との準拠性、監査基準との準拠性が重要であり、監査判断は形式的判断はもとより実質的判断が求められる。会計情報の開示要件として、適時性・十分性・公平性を充たす必要があり、提供情報の有用性を高めるものである。情報利用者は会計行動に対する監査行動の結果としての監査人の意見表明を参考にして投資意思決定の有用性を判断する。

監査の公正性確保のため、平成16年4月に「公認会計士・監査審査会」が設立され、公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の調査審議事務や公認会計士試験の事務などの公認会計士制度の具体的運用事務や日本公認会計士協会、監査法人の品質管理レビューを審査し、必要に応じて立入検査を実施する合議制の行政機関と位置付けられ、会長と9人以内の委員で組織されている。それは平成14年12月に金融審議会公認会計士制度部会報告「公認会計士監査制度の充実・強化」がまとめられ、平成15年5月に公認会計士法が改正されたため、これまでの公認会計士審査会の改組・拡充が図られたものである。

アメリカでは21世紀に入り、企業社会を大きく揺るがした企業会計不正に対処するため、2002年7月に企業改革法としてのサーベインズ・オクスレー法（SOX法）が制定され、公開会社を監査する会計事務所の監査業務が十分であるかの品質を監視する機関として、「公開会社監視委員会」（Public Company Accounting Oversight Board：PCAOB）が設立され、会計事務所の登録・検査・懲戒

処分、監査基準の設定などを行い、SEC より任命される 5 人の委員 (任期は 5 年、2 人は公認会計士) により運営されている。アメリカでは職業会計人が自由職業意識としてプライベート・セクターを遵守してきたが、パブリック・セクターの公的な力が強制的に取り入れられ、それに従わざるを得なくなっているのは、公認会計士にとっては大きな変革であると認識する必要がある。

昨今の監査環境の変化として注目しなければならないことは、まず企業会計審議会が「監査基準」を平成17年10月28日に改訂し、また「財務報告に係る内部統制に評価及び監査の基準案」は平成17年12月8日に公開草案が出されている。監査基準の改訂の趣旨は、①事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチの導入、②「重要な虚偽表示のリスク」の評価、③「財務諸表全体」と「財務諸表項目」の二つのレベルでの評価、④「特別な検討を必要とするリスク」への対応、⑤経営者が提示する財務諸表項目と監査要点、の 5 点にある。

また会社法では内部統制 (362条 4 項 6 号) に代わる役割を会計参与に求めているとの見解がある。経営者による有効性の評価の報告はダイレクト・リポーティングを不採用にしている。「全社的な内部統制」と「業務プロセスに係る内部統制」は、目的として①業務の有効性及び効率性・②財務報告の信頼性・③事業活動に関わる法令等の遵守・④資産の保全が取り上げられ、基本的要素として①統制環境・②リスク評価・③モニタリング・④情報と伝達・⑤統制活動・⑥IT の利用が取り上げられている。それに併せて、監査は企業不祥事の多発、会計不信、監査の強化・厳格性、コーポレート・ガバナンスのあり方

が問題となり、監査の信頼性をいかに付与するかが重要である。

公認会計士監査の機能面を取り上げるとき、公認会計士の保証サービス業務 (assurance services) が拡大する会計情報の信頼性の保証問題と関係する。公認会計士のサービス業務は、保証水準の高低差の把握により「監査 (audit) > 証明 (attestation) > 保証 (assurance)」として捉えられるため、保証サービス業務は「監査、レビュー、合意された手続、証明契約、その他の保証業務」の 5 つに区分が可能である。日本の中間監査は、年度監査とレビューの中間区分における保証水準を保有しているため、保証水準の順序付けは「監査 > 中間監査 > レビュー」になる。監査に年度監査 (適正性監査) と中間監査 (有用性監査) があるとの主張に対して、国際監査基準では監査は一つであり、監査そのものに保証水準の多様性を認めていない。監査概念上は、日本の中間監査は中位の水準としてのレビューではなく、高位の水準にある監査概念に含めることになるが、グローバル社会を意識し、監査の信頼性を議論するとき、監査概念に多様性を認めるのは注意を要する点である。なお、英語の assurance は「保証」と訳されているが、「確証」と訳するのが本来の意味を正確に把握しているとみるべきである。

#### IV. 会計判断と監査判断の連携

日本の会計基準、監査基準はグローバル化への対応を避けられないため、国際財務報告や国際監査基準などの考えを強く受けている。会計認識対象が拡大し、測定方法も主観価値の客観化を図る多様性が認められているため、時価評価による公正価値アプローチにより、

市場公正価値計算から見積公正価値計算へと拡大化している。経営活動の不確実性が増し、リスク管理の評価において、ハード情報からソフト情報への流れである会計情報の質的、量的把握において、会計判断では見積要素部分が増し、会計処理面の妥当性、その信頼性の評価が強く要求される。取引概念の拡大につれて会計上の認識対象が拡大し、会計情報は原価評価から時価評価へと拡大し、見積り領域が増加している。それは経済実態を反映した会計基準が設定されているか否かと関係するが、仮に会計基準が存在しても、市場価値のような公正価値が存在しないため、合理的な算定には幅があり、会計基準の未設定領域の会計情報も経営者によって作成される。

このように不確実性情報の拡大、リスク管理の必要、時間的価値概念の導入、予測情報の拡大、質的・量的重要性の判断が緊要となり、経営者はそのような会計判断を行わざるを得ないため、財務諸表に集約されてくる見積り計算領域が増加しているのである。その場合、経営者の会計判断としての見積り数値と監査人の監査判断としての見積り数値は一致するのが望ましい。社会責任を果たす経営者の測定値が合理性をもっているかを検証、評価する立場にある監査人は、十分な監査証拠を入手する必要があるが、検証可能な客観的証拠を求めることになるが、時価評価の会計領域が増加し、検証可能性の要件は合理的な計算結果の追跡可能性に変化し始めており、見積り会計領域では測定値が主観的合理性の要件を備え、許容数値内にあるかが重要である。

会計判断が時価評価によってなされる領域では、監査判断の妥当性が消極的妥当性から積極的妥当性へと高度化する必要がある。それは「会計判断の弾力化」に伴う「監査判断

の高度化」と表現でき、監査人が企業の経済実態把握に接近し、会計基準準拠性の実質的監査対応を図ることや未設定会計基準領域への積極的監査対応が必要なことを意味する。経営者の会計判断に対して、監査人は事実の認定、処理の判断、意見の表明を行う監査判断は、立場の相違によるギャップが存在することが避けられないが、ギャップが許容される理解可能な範囲内にあることが重要であり、会計判断と監査判断との間には、過小や過剰の判断差がなく、「会計判断＝監査判断」が合致することが理想である。会計基準と監査対応の関係からみれば、形式より実質へと経済実態を反映した監査判断、見積り公正価値の監査判断、企業継続性の監査判断などが重要である。

監査人は監査リスク・アプローチを採用し、独立性を保持し、内部統制の有効性の評価を行い、監査手続を実施し、十分な監査証拠を入手し、合理的な基礎を得ることによって、監査意見を表明しているはずである。保証水準の多様性を認めると、幅がある監査となり、監査概念が曖昧になるため、統一化を図るべきである。経営者の会計判断に対して、相対的な監査証拠をもとに、監査人が適正と評価する許容範囲内に収まる監査判断を行わなければならないようになっており、監査リスク・アプローチでは、監査リスクは相対的なものであり、変動幅をもつ許容監査リスクと理解されるため、職業専門家的懐疑主義をもち、監査の信頼性確保に向けて許容範囲内に入るか否かの監査判断を行うことが要求される。

### 結びに代えて

会計と監査は相俟って一つの完成された社

会的信頼機能を果たすことを認識する必要がある。会計は自己完結型であろうとしても、そこには人間が関わり、人間行動を抜きには考えられない宿命がある。それは同様に監査にも言えることであり、監査人の言動が重要であるが、グローバル社会に通用する国際水準を維持する監査人としての高い志をもつ徳育が必要である。会計と監査の健全な発展には、形式的には会計基準、監査基準に準拠した経営行動がなされる必要があり、実質的に会計が信頼されるには経営者の誠実性のもと、経営行動を反映した「表現の忠実性」が保持される必要があり、監査が信頼されるには社会的使命を帯びた職業専門家としての監査人の独立性の保持が重要であり、それはまた職業倫理の厳守に依存する。

## 参考文献

- 「中間監査の過去・現在・未来」『企業会計』第52巻第8号, 2000年8月
- 「会計判断と監査判断」『会計』第158巻第3号, 2000年9月
- 「岐路に立つ会計制度とその改革を巡る諸問題」『会計』第165巻第2号, 2004年2月
- 「監査における実質的判断」『企業会計』第56巻第7号, 2004年7月
- 「会計情報の拡大と監査対応」『南山経営研究』第19巻第2号, 2004年10月
- 日本会計研究学会・特別委員会中間報告『財務情報の信頼性に関する研究』2005年9月
- (名古屋大学大学院経済学研究科)